

# 新規正社員を雇入れた事業主の方への奨励金

～ 南関町新規雇用奨励金交付制度のご案内 ～

【H28. 4. 1 改正】

南関町新規雇用奨励金は、新規に正社員を雇用した事業主に対し、奨励制度を設けることにより、雇用機会を拡大し、雇用環境の充実を図るとともに地域の活力あるまちづくりを推進することを目的としています。

## 1. 事業所要件

奨励金の交付を受けることのできる事業主は、次の(1)から(4)までの要件のいずれかに該当し、かつ、(5)から(9)までの要件の全てに該当する事業主です。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であること。
- (2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農事組合法人であること。
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人であること。ただし、町から運営費、人件費等に係る補助金、委託料等の交付を受けている場合は対象外とする。
- (4) その他町長が特に認めたもの
- (5) 社会保険・雇用保険に加入した事業所であること。ただし、社会保険の強制適用事業所でない場合は、社会保険加入要件は除外する。
- (6) 対象社員の正採用日から2年後までの期間に、当該対象社員<sup>※1</sup>の解雇がないこと。
- (7) 南関町産業振興等奨励金交付に関する条例(平成12年条例第9号)第3条第1項に掲げる雇用促進奨励金の交付と重複しないこと。
- (8) 町内に事業所を有すること。
- (9) 町税を滞納していないこと。

※1 「対象社員」とは、新規に正社員として採用する期間に定めのない常勤の従業員をいいます。

## 2. 対象者要件

奨励金の交付対象社員は、次のいずれにも該当する者です。

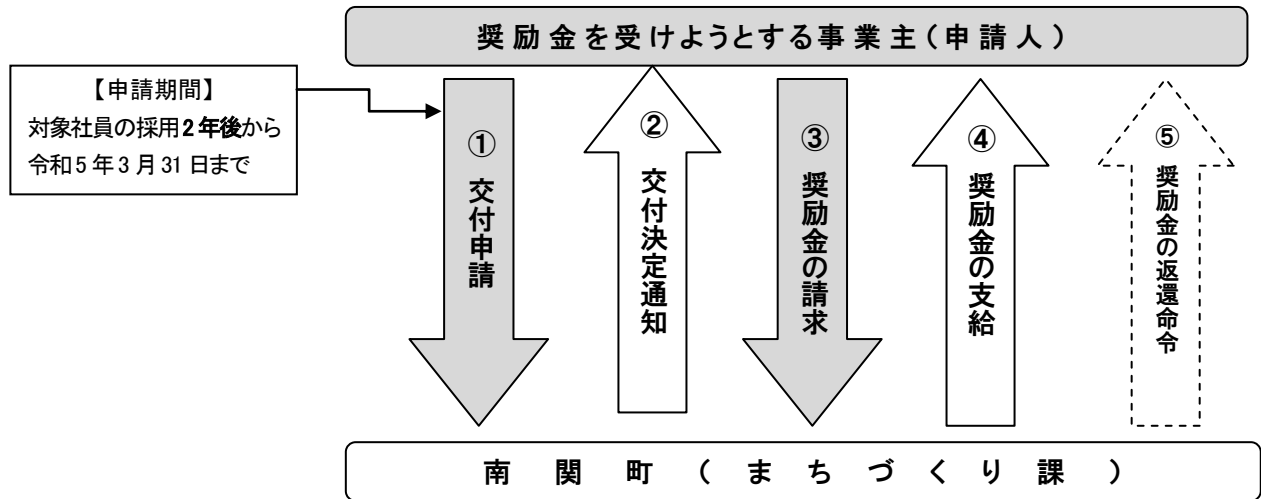
- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本町に登録し、かつ、生活の本拠を本町に有すること。
- (2) 社会保険・雇用保険の被保険者であること。ただし、社会保険の強制適用事業所でない場合は、社会保険加入要件は除外する。
- (3) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に採用された対象社員であること。
- (4) 新卒者<sup>※2</sup>については、学校を卒業後1年以内での雇用であることが確認できること。

※2 「新卒者」とは、学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校を卒業して1年以内の者をいいます。

### 3. 奨励金の額

奨励金の額は、対象社員雇用1人につき、10万円(新卒者の場合は、15万円)です。

### 4. 交付のための手続き



#### ① 交付申請(申請人)

次の書類を対象社員の採用2年後から令和5年3月31日までの間に提出していただきます。

(1)	新規雇用奨励金交付申請書(様式第1号)
(2)	労働条件通知書(雇用通知書)等の写し(対象社員と期間の定めのない雇用契約を結んでいることを確認できる書類)
(3)	給与支払明細書、賃金台帳の写し(対象社員の2年以上分の給与支払の状況が確認できるもの)
(4)	対象社員の社会保険・雇用保険加入を確認できる書類の写し。ただし、様式第1号の記載内容から社会保険の強制適用事業所でないと確認できる場合は、この限りではありません。
(5)	対象社員の住民票(住民基本台帳法の規定による本町への登録が正採用日から2年以上であることが確認できるもの)
(6)	事業所の町税納税証明書。ただし、個人経営の場合は、事業主個人の町税納税証明書(町税に未納がないことが確認できるもの)
(7)	雇用状況証明書
(8)	対象社員が、新卒者の場合は、卒業証明書または卒業証書の写し
(9)	その他町長が必要と認める書類

#### ② 交付決定通知(南関町)

申請書の提出後、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められるときは、新規雇用奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請人に通知します。

**③ 奨励金の請求(申請人)**

新規雇用奨励金交付決定通知書の受領後、新規雇用奨励金交付請求書(様式第3号)により請求していただきます。

**④ 奨励金の支給(南関町)**

請求書の提出後、その内容を審査し、速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により奨励金を交付します。

**⑤ 奨励金の返還命令(南関町)**

交付決定者が次のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は新規雇用奨励金返還命令書(様式第5号)により交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じます。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、当該奨励金の返還を免除することができます。

- (1)南関町新規雇用奨励金交付要綱に違反したとき。
- (2)虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3)町長が特に適当でないと認めたとき。

詳細については、南関町新規雇用奨励金交付要綱をご覧ください、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

南関町役場 まちづくり課(〒861-0898 南関町大字関町1316)

TEL:0968-57-8501 FAX:0968-53-2351